

社会福祉法人すぎの芽会

(次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように計画を策定する。

○計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

目標：女性育児休業取得率100%を継続する。

男性育児休業取得率を50%以上とする。

○取組内容・実施時期

- | | |
|----------|---|
| 令和6年 4月 | 施設TOPから、育児休業取得率向上に関するメッセージの発信 |
| 令和6年 6月 | 職員全員に対し、育児休業制度に関する意識調査（アンケート）を実施し結果の分析を行う。 |
| 令和6年 7月 | アンケート調査結果に基づき、リーフレットを作成・配布して、育児休業制度に関する周知を行う。 |
| 令和6年 10月 | 施設内説明会の実施 |
| 令和6年 12月 | 成果の確認・分析 |
| 令和7年 4月 | 施設内説明会の実施 |
| 令和7年 10月 | 施設内説明会の実施 |
| 令和7年 12月 | 成果の確認・分析 |
| 令和8年 10月 | 施設内説明会の実施 |
| 令和8年 12月 | 成果の確認・分析 |
| 令和9年 2月 | 3年間の実績について分析し、事後の計画に反映する |

社会福祉法人すぎの芽会 行動計画

(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

男女ともに全社員が働きやすい職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

目標：職員全員が年次有給休暇の60%以上を取得する。

○取組内容・実施時期

令和6年 4月 現在の有給休暇取得状況の把握及び有給休暇取得促進及び連続した休暇取得についてメッセージの発信

令和6年 4月 年度の有給休暇取得計画を作成し職員へ周知する。

令和6年 8月 夏季有給休暇取得促進月間を設定し、連続した休暇の取得について職員に周知する。

令和6年 10月 取得ができていない職員に対し、個人面談による取得の推進を図る。

令和6年 12月 冬季有給休暇取得促進月間を設定し、連続した休暇の取得について職員に周知する。

令和7年 2月 有給休暇の取得状況について把握する。

(令和7年度、8年度も同様とする。)

令和9年 3月 3年間の状況を把握・分析し事後の職場環境の整備に反映する。